

第 106 回 国有財産東海地方審議会

日時:平成 26 年 5 月 21 日(水)

14 時 00 分～14 時 48 分

場所:東海財務局 2 階大会議室

1. 開 会

○鈴木管財総括第一課長 定刻となりましたので、ただ今から第 106 回国有財産東海地方審議会を開催いたします。

審議に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます管財総括第一課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議会成立の報告をさせていただきます。

本審議会の委員総数は 12 名であり、本日は 12 名全員のご出席をいただいております。したがって、委員数の過半数を満たしておりますので、国有財産法施行令第 6 条の 8 の規定によりまして、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会の概要につきましては、会議終了後、記者発表するとともに、議事録については、事前に委員の皆様にご確認をいただきましてから当局のホームページで公表することになっておりますので、ご了承願います。

恐れ入りますが、この後は種村会長に議事進行をお願いしたいと存じます。種村会長、よろしくお願いいたします。

2. 局長挨拶

○種村会長 種村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、中山東海財務局長からご挨拶をお願いいたします。

○中山東海財務局長 財務局長の中山でございます。ご審議の前に一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところ、時間調整していただき本審議会に全員出席いただきましたことを感謝申し上げます。また、種村会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、平素より国有財産行政につきましてご指導、ご助言を承っておりますことを厚く御礼申し上げます。

国有財産行政の動きにつきましては、これまでもご説明させていただいているとおり、

現在、国家公務員宿舎の削減を進め、その跡地については、地域や社会のニーズを把握し、地域の経済発展、防災機能強化、待機児童解消などの社会福祉の向上等、できる限り地域に貢献できるよう努めているところでございます。

平成 25 年度におきましては、前回の審議会に諮問させていただきました 3 事案のほか、名古屋市、三重県亀山市の要望を受けまして、公務員宿舎や庁舎跡地の国有地を保育所の移転用地として処分しております。

本日ご審議いただく案件ですが、名古屋市千種区に所在する財産を、学校法人に対しまして高校体育館等敷地として売払いする事案でございます。

地域社会においてさまざまな分野でご活躍いただいている皆様におかれましては、多面的な角度から忌憚のないご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、本日のご審議よろしく申し上げます。

○種村会長 ありがとうございます。

3. 諮問事項の審議

○種村会長 それでは、諮問事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

○古田管財部長 管財部長の古田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、諮問事項につきましてご説明いたします。皆様、スクリーンをご覧ください。

本件は、愛知県名古屋市千種区北千種二丁目に所在します 2,909m²の土地と建物、立木竹、工作物を学校法人名古屋電気学園に対し、高校体育館等敷地として時価売払いしようとするものでございます。

まず初めに、財産の沿革についてご説明いたします。

本財産は、旧陸軍省が取得のうえ、兵器の倉庫として利用されてきましたが、終戦後、旧大蔵省が引き受けた財産でございます。一旦は旧文部省に所管換されましたが、昭和 45 年 9 月には鉄筋コンクリート造 4 階建ての東海財務局愛宕寮が建設され、以降職員寮として利用されてきたものでございます。その後、築 40 年以上が経過し、老朽化したことから、平成 25 年 3 月に職員寮の用途を廃止したものでございます。

次に、財産の位置図でございます。

対象財産を赤丸で表示しております。JR 名古屋駅の東方約 10km、地下鉄名城線砂田橋駅の南西約 1 km に位置しております。

次に、財産の案内図でございます。

対象財産を赤枠で表示しております。周囲は、学校、公務員宿舎及び戸建住宅が混在する閑静な住宅地となっております。

次に、財産の航空写真でございます。

対象財産を赤枠で表示しております。東側が名古屋市道及び民有地に接し、西側が国立大学法人名古屋工業大学のグラウンド、南側が本件の処分相手方である学校法人名古屋電気学園の愛知工業大学名電高等学校のプール等を設置した体育センター、北側が旧名古屋国税局萱場宿舎及び萱場寮に接しております。

土地の形状は、南北が約 52m、東西が約 61m、道路と接する間口が約 15mの袋地状となっております。都市計画上、敷地の大半は第一種中高層住居専用地域、建ぺい率 60%、容積率 200%となっておりますが、東側の名古屋市道沿いの 20mの範囲内のみ、近隣商業地域、建ぺい率 80%、容積率 200%に指定されております。

続きまして、対象財産の周辺図をもって、処分相手方について簡単にご説明させていただきます。

表示しております周辺図は、左側が北、右側が南となっております。学校法人名古屋電気学園は、工科系総合学園として本件国有地の近隣に所在する愛知工業大学名電高等学校及び附属中学校のほか、豊田市などに所在する愛知工業大学及び専門学校を運営している法人でございます。

周辺図は、対象財産を赤色で、名電高等学校及び附属中学校を青色でそれぞれ表示しておりますが、学校施設が南北に細長く配置されている状況がおわかりになると思います。

ここで、学校敷地を拡張してきた経緯を簡単にご説明いたします。

学校法人名古屋電気学園は、戦前、南校舎及び淳和記念館の敷地のみで運営しておりましたが、昭和 25 年に北校舎及び喬徳館、武道場の敷地、そして昭和 63 年には体育センターの敷地を購入してきております。いずれも大半が元国有地でございます。さらに順次隣接する民有地を購入し、教育環境の改善に努めてきていると相手方から聞いております。

生徒数は、名電高等学校として北校舎に約 1,500 名、南校舎に約 320 名、さらに附属中学校として南校舎に約 360 名が在籍しており、高校、中学校合わせて約 2,200 名の生徒が在籍しております。

現状、授業などにおける体育館の使用については、北校舎の生徒は隣接する喬徳館を、南校舎の生徒は隣接する淳和記念館の体育館を利用しております。北校舎に在籍する生徒

が非常に多く、南校舎に隣接した体育館を頻繁に使用する必要があることから、日常的に交通量の多い市道の横断を余儀なくされております。

生徒が横断する場所は、信号機のある交差点から至近距離にあることなどから、信号機や歩道橋の設置が困難で、生徒は信号機のない横断歩道を渡る必要があり、生徒の安全性が憂慮される状況が続いていると聞いております。

名電高等学校は部活動が非常に盛んな学校でありまして、ご覧のとおり、ウェイトリフティング場や相撲場、武道場等の専用体育館を設置しており、屋外運動場はスクールバスで30分ほどの春日井市に所在しております。

また、高校部活動室として使用されている南校舎別館については、昭和36年に建設されたもので、耐震基準を満たしておりません。さらに、北校舎は災害時の避難所として名古屋市から指定され、防災備蓄品を受託保管しているところですが、現状、階段室やロッカーなど、校舎等の空きスペースに分散して保管しております。大規模地震の発生が懸念される中、防災用備蓄倉庫の整備が課題となっているところであります。

これらに加え、法人事務局が愛知工業大学の所在する豊田市に設置され、高校及び附属中学校の事務部門との打ち合わせの都度行き来する必要があることなど、効率的な学校運営が課題であると聞いております。さらに、自転車利用者が多いことから、駐輪場の整備が必要となっております。

これらの諸問題を解決し、教育環境の改善及び防災体制を整えるため、隣接する国有地を取得のうえ、複合的機能を持った建物を建設する計画としております。

続きまして、利用計画図でございます。

敷地南側から見たイメージ図となっております。学校法人名古屋電気学園は、本地に鉄骨造の高校体育館と事務室棟を建設する計画としております。体育館の1階部分には部活動室及び防災倉庫を設置し、2階以上を体育館とする計画であるほか、防災倉庫を併設した4階建ての事務室棟を建設する計画としております。更に、不足している駐輪場を約200台分整備する計画としております。

名電高等学校は、生徒数に対し校舎等を含めた建物敷地面積が施設設置認可基準を満たしておらず、これまでも教育環境の改善を図るべく、校舎の近隣において、順次、敷地の拡張、施設の拡充を行ってきております。

国有地に隣接して体育センターが設置されていることから、国有地を取得することにより一体として活用でき、施設設置認可基準を満たすことになり、更なる施設の充実を図る

ことができると聞いております。更に、体育館等完成後は、地域の避難場所としての活用も視野に入れていただいております。これらに加え、遠方に設置している法人事務局のうち、高校及び中学校に関する部門のみ当該地に設置することにより、効率的な学校運営を図ることが可能となります。

具体的なスケジュールとしては、本年中に国有地を取得し、既存建物の解体、新体育館等に係る設計、建物を建設のうえ、平成 28 年 4 月の供用開始を予定しております。

当局といたしましては、学校法人名古屋電気学園の利用目的は、学校教育法第 1 条に定める学校の施設の設置であり、その公益性は非常に高いものと判断しております。

具体的な審査について申し上げますと、体育館の建設や体育館に部活動室を設置することにより、生徒の安全性が確保され、学校施設の充実が図られること、防災倉庫の設置により、防災対策の充実が図られること、また学校敷地の拡大により施設設置認可基準を満たし、更に事務室の建設により効率的な学校運営を図ることが可能となるなど、事業の必要性は十分認められると考えております。

また、緊急性の審査においては、安全性の確保や防災対策など迅速な対応が求められるほか、施設近隣において施設整備可能な土地が本件以外に存在しないことなど、事業の緊急性についても十分認められると判断しております。

また、実現性については、全額自己資金で対応するとしており、計画の妥当性については、私立高校、中学校の監督官庁である愛知県からは、施設の届け出について問題なく受理する見込みとの見解を頂いているところでございます。

このように事業の必要性などの条件も満たしており、教育環境の改善及び防災体制の整備など、もって国有財産の有効活用に資するものと考えております。

最後になりますが、処分方法についてご説明いたします。

相手方は、学校法人名古屋電気学園であり、処理区分は時価売却でございます。契約方法は、会計法第 29 条の 3 第 5 項並びに予算決算及び会計令第 99 条第 21 号の規定に基づく随意契約を予定しております。また、売払いに当たりましては、高校体育館等敷地として 10 年間の用途指定を付することとしており、代金の納付方法は即納でございます。

なお、本財産の売却収入については、東日本大震災復興特別会計に繰り入れ、復興財源に充てることとしております。

以上で諮問事項の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○種村会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、本件に関しましてご意見、ご質問を頂戴したいと存じます。ご発言をお願いしたいと存じますが、どなたかご発言ございませんか。

それでは、私から指名させていただきまして、ご意見なりご質問をいただければと存じます。浦山委員、いかがでございましょうか。

○浦山委員 2点質問させていただきます。

一つは、土地を売却してその土地を有効活用するというのはわかりますが、立木や工作物がどういうもので、どのような処理されるのか。

また、建物は解体されないと新たな建物が建たないので、解体されると思いますが、立木は何十年も経っている立派なものがあるのではないかと思います。有効活用という視点からいうと、いいものがあれば活用されるといいなと思いますので、今後、どのように扱われるのか教えていただきたいと思います。

2点目は、袋地になっており公道に接している部分が少ないので、当該敷地及び隣接敷地との関連性はどのように計画されているのか。今日見せていただいた利用計画図では、うまく南側の敷地とつながって計画されているようには見受けられますが、その点を確認させてください。

○種村会長 それでは、ただいまのご質問について、事務局から説明をお願いします。

○古田管財部長 現況として建物のほか、工作物と立木竹がございますけれども、その活用については、相手方で判断していただくこととなります。当局としましては、早期に売却を図る観点から建物などを存置したまま土地とあわせて売却いたします。建物については、老朽化しておりますので、相手方において解体されると思いますが、その点については売払価格に反映されるものと思っております。

また、工作物や立木竹については、実際それを使うかどうかは、相手方が今回の利用計画の中でどう活用するかということになるかと思えます。

○浦山委員 大きな立木竹は余りないんですか。

○籠管財部次長 お答えさせていただきます。

本敷地は古くからの宿舎ではございますが、航空写真のとおり高い木はほとんどなく、敷地脇に小さい木が存在している程度であり、県や市から指定を受けるような立派な木とは存在いたしません。

また、工作物である門、囲障などにつきましても現状のまま引き渡しいたしますので、

そのまま活用されるか改修等されるかは、相手方の判断によることとなります。

次に、二つ目の質問でございますが、委員のおっしゃるとおり、本地は間口が狭いものでございますから、本地単独ではなかなか使用が難しい面もございますが、航空写真で確認いただけますように今回購入される相手方の敷地は、国有地南側の部分で接しております。このため、国有地と相手方土地を一体とした利用になるかと思っておりますので、利用上の問題は小さいのではないかと考えております。

○種村会長 浦山委員、よろしゅうございますか。

○浦山委員 はい。スクリーンを注意深く見ず、数字だけ見ており、古い財産であることから立派な木があるんじゃないかなと思っておりましたが、ご説明で理解できました。

○種村会長 ありがとうございます。

次に、金森委員、何かご意見等ございましたらお願いしたいんですが。

○金森委員 今の説明をお聞きしましたところ、利用目的などについては特に問題ないと感じておりますので、全体としては適当ではないかと思っておりますが、いくつかお聞きしたい点もあるので質問させていただきます。

一つは、これまでも既に説明があったのかもしれませんが、改めて聞かせていただきます。時価売払いの時価ですけれども、これはどのように算出するのか。

二つ目は、この宿舎が去年の3月に廃止されてから1年経っていますが、この間、役所としては何か他の利用などを考えておられたので、これだけ時間が経ったのでしょうか。

また、国有地を処分する場合、どのような手法で地方公共団体や民間法人等に情報を提供するのか。今回は他に取得を要望した法人等が無かったのか、そのあたりをお聞きしたい。

三つ目は、元々陸軍の用地だったということですが、経緯の説明の中で弾薬の倉庫というお話がありましたが、どういうものを保管していたのか。また土地の土壌汚染の心配はないのか、お聞きしたいと思います。

○種村会長 それでは、ただいまのご質問の項目について、事務局からご説明をお願いします。

○古田管財部長 まず最初の質問でございますが、先ず審議会において、契約相手方や国有財産の利用方法についてご審議のうえ、ご答申いただければ、その後、民間精通者、つまり不動産鑑定士に鑑定をお願いしますので、鑑定評価額が時価ということになります。また、それをもって予定価格として見積もり合わせを行いまして、相手方と売買契約を締

結するという手順になります。

それから、国有財産の売却手続きでございますけれども、国有財産の用途を廃止した後、先ず地元地方公共団体等に3か月間、取得の有無について確認いたします。この期間内に要望がございましたら、当局において事業の必要性、緊急性、実現性といった観点で審査して、一定規模以上の財産については、このように審議会に付議してご審議いただくことになっております。

次に、今回の取得要望にあたり、他の法人等から要望が無かったかということでございますけれども、この学校法人のほかに社会福祉法人から特別養護老人ホーム等の敷地として定期借地による貸付の要望がございました。

そのため、審査において、本件であれば特別養護老人ホームの許認可権を持っている名古屋市の意見照会をしたところ、事業の認可基準が満たされていないという意見でございましたので、当局としては社会福祉法人からの要望は不採択として、今回の学校法人を契約相手方とすることが適当と判断したものでございます。

○籠管財部次長

続いて三つ目の旧陸軍跡地に関するご質問でございますが、当局において本地の履歴について調査したところ、旧軍時代に兵器倉庫としての利用が確認されました。具体的には、本地を含め、この地域一帯約25haが名古屋陸軍兵器補給廠千種倉庫として利用され、銃の弾等を保管しておりましたが、射撃場や兵器製造工場といった土壌汚染の原因となる利用は確認されませんでした。履歴調査において、土壌汚染の蓋然性はないことから土壌汚染調査は不要と判断したものでございます。

○野村管財部次長

少し補足させていただきます。先ほどの質問の中で、1年ほど期間が経過しているというご質問ありましたが、本件職員寮は、実際に寮生が退去したのはもっと古くて、平成23年3月に全員が建替えの宿舎に移って退去しております。

この頃は東北の大震災が発生した時期であり、この寮は退去したばかりでしたので、被災者の受け入れ宿舎として情報提供しておりました。このため、平成24年の9月まで用途廃止を留保し、売却に向けた手続きも凍結した経緯がございます。

その後、国家公務員宿舎の削減計画が策定される中で、最終的に平成25年3月に引き受けをして、売却手続きを進め、昨年、学校法人への売却を適当と方向付けをしたものでございます。

○種村会長 金森委員、よろしいですか。

○金森委員 特養ホームからも要望あったというお話でしたけど、これは民間の社会福祉法人ということですよ。競合した場合には、市から意見聴取して判断するということですか。

○古田管財部長 先ほど申しあげましたように、地方公共団体以外からの要望があった場合には、事業の実現性などを確認するため、設置認可権限のある県や市に必要な応じて意見照会しております。今回は名古屋市に意見照会したところ、事業の認可基準を満たさないというご意見でございましたので、当局としては適当でない判断させていただいたということでございます。

○金森委員 2件の要望があったということですね。

○古田管財部長 そうです。社会福祉法人と今回の学校法人と、2件の要望がありました。

○金森委員 わかりました。

○種村会長 よろしいですか。

それでは、もうひと方、志水委員、何か本件についてご意見等なかったでしょうか。

○志水委員 私、これは前の名古屋女子大学への処分と同じように、学校への処分はいいなと思いました。それは、先ほどの説明にあったように、非常に危険なところを横断して移動しなければならない生徒さんのことを思うと、改善しなければいけないと思いました。隣接した国有地を購入することによって、もっと大きく発展できる契機になるのではないかと考えております。

ただ、先ほど浦山委員からもご質問がありましたが、全体の景観の中で少しでも緑に配慮した最終的なデザインになると、この地域全体が品格のある街になるのではないかなと思ったりしております。

○種村会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにどなたかご発言いただく方ございませんか。

もしございませんようでしたら、本諮問事項は原案どおり処理して差し支えないということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

ありがとうございます。それでは、諮問どおり決定いたします。

本諮問事項につきましては、後ほど東海財務局長に対しまして答申書をお渡しすることいたします。また、審議会結果の記者発表につきましては事務局から行っていただきま

す。

4. 報告事項

○種村会長 次に、事務局から2点報告がございますので、順次説明をお願いいたします。

○籠管財部次長 管財部次長の籠でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告事項の第1事案である第105回国有財産東海地方審議会事案の経過報告をさせていただきます。

第105回国有財産東海地方審議会は昨年11月22日に開催し、3事案についてご答申をいただいております。本日は、この3事案の審議会以降の経過につきましてご報告させていただきます。

まず初めに、旧名古屋空港跡地を処分した事案でございます。

本件は、愛知県西春日井郡豊山町ほかに所在する財産を、愛知県に対し、民間航空機生産・整備拠点用地及び公共用駐機場等用地として時価売払いすることについて、ご答申をいただいた事案でございます。

まず、財産の所在ですが愛知県名古屋飛行場に隣接しており、赤色で表示した部分2区画が本件対象財産でございます。飛行場中央部に位置する財産が甲地区、飛行場北西部、図面でいいますと左側でございますが、こちらに位置する財産が乙地区でございます。

愛知県は、甲地区を民間航空機生産・整備拠点用地として、また乙地区を公共用駐機場等用地として利用することとしております。

本財産については、愛知県と平成26年3月に売買契約を締結し、所有権の移転登記が完了しております。契約金額は、甲地区約5.2haを15億3,000万円で、また乙地区約2.9haは9億2,500万円でございます。

愛知県においては、甲地区の約5.2haと近隣の愛知県有地約2.1haを合わせまして、民間航空機生産・整備拠点用地として3月から進出事業者を募集のうえ、先日、5月12日に三菱重工業株式会社を事業予定者として決定したところでございます。本年度中には土地の引き渡しを行い、三菱リージョナルジェット、いわゆるMRJの量産に向けた用地として活用される予定と聞いております。

また、乙地区については、駐機場整備に係る飛行場の設計作業に入るべく、平成26年度予算を確保したところであり、平成28年度の供用開始に向けて順調に作業が進んでいると愛知県から報告を受けております。

続きまして、名古屋市名東区に所在する財産の一部を名古屋市に対し、都市計画公園事業、川名公園の代替地として時価売払いすることについて、ご答申をいただいた事案でございます。

本財産は、地下鉄東山線一社駅の南方に所在し、周囲は住宅地となっております。本財産は、名古屋市と平成 26 年 1 月に契約金額約 6 億 500 万円で売買契約を締結し、所有権の移転登記が完了しております。また、名古屋市は平成 26 年 3 月に代替地を希望している地権者と売買契約を締結し、所有権の移転登記が完了しております。

名古屋市によりますと、現在、借家人の退去を待っている状況であり、退去後に建物を解体して公園整備に着手する予定であり、平成 27 年度中には川名公園事業を完了したいとしております。

3 番目は、愛知県名古屋市瑞穂区に所在する財産を、学校法人越原学園に対し、大学体育館等敷地として時価売払いすることについて、ご答申をいただいた事案でございます。

本財産は、地下鉄桜通線瑞穂区役所駅の南東に所在し、周囲は閑静な住宅地となっております。

スクリーンをご覧ください。前回審議会においてご説明いたしました利用計画図でございます。

本図面では、山崎川に沿って大学体育館を建設する計画となっておりますが、学校法人から整備を進めるにあたり、大学体育館とテニスコート、運動場の配置を見直しているとの報告を受けております。本敷地西側には住宅地が所在しておりますので、騒音などを考慮した結果、当初の計画図とは逆に、山崎川沿いである敷地東側に運動場を配置し、西側に体育館を建設する計画に変更しているものです。

本財産は、学校法人越原学園と平成 26 年 1 月に契約金額 17 億 4,000 万円で売買契約を締結し、所有権の移転登記も完了しております。

本地においては、5 棟ありました宿舍を西側から順次解体し、名古屋女子大学の体育館建設工事に着手しているところです。また、敷地東側に配置する中学、高校の運動場等についても順次整備する計画であり、体育館、運動場のいずれも平成 27 年 3 月には使用開始の見込みとなっております。

以上をもちまして、第 105 回国有財産東海地方審議会のご答申を受けた 3 事案の状況について、ご報告させていただきます。

○野村管財部次長 管財部次長の野村でございます。

続いて、私からは、国家公務員宿舎の削減計画にかかる当局のフォローアップについてご説明させていただきます。

本件については、本年2月に財務省において開催されました財政制度等審議会国有財産分科会の場で報告された全国分の進捗状況をもとに、東海財務局の状況を取りまとめさせていただいたものでございます。

それでは、正面のスクリーンをご覧ください。

始めに、国家公務員宿舎削減計画につきましては、平成23年12月並びに平成24年11月に決定、公表したものでありまして、策定段階における設置戸数約21万8,000戸を、28年度末を目途に約16万3,000戸に、その差約5万6,000戸、率にして25%を削減するというもので、このうち東海財務局管内では、設置戸数約1万5,000戸を約1万2,000戸に、その差約3,000戸、率にして20%の削減を行うこととしたものでございます。

次に、平成25年9月時点における宿舎廃止の状況につきましては、全国で約3万2,000戸、削減計画に対して約6割、廃止住宅数でも2,031住宅の廃止と、計画に対して約4割の進捗状況となっており、順調に推移しているものと考えております。また、東海財務局管内でも、廃止戸数で1,400戸、住宅数では159住宅と、削減計画それぞれに対して約5割の進捗状況となっております。

次に、跡地の売却状況ですが、全国では平成25年9月時点で269住宅、売却総額で約480億円となっております。東海財務局管内におきましては、速報値ではありますが、本年3月末時点で、先ほど報告させていただいた旧猪高住宅及び旧萩山宿舎の売却分を含めまして30住宅、約55億円となっております。

また、宿舎使用料につきましては、宿舎の建設や維持管理等にかかる歳出に概ね見合う歳入を得る水準まで引き上げることとし、引上げ実施に際しては激変緩和措置を講じるとし、財務本省においてその詳細について検討が進められてきました。

検討結果につきましては昨年12月に公表され、歳出に見合う使用料収入水準は約500億円程度ということになりまして、削減計画が達成された段階で見込まれる改定前の算定方法による宿舎使用料収入約300億円に対して、約1.7倍の水準まで宿舎使用料を引上げするということになりました。

なお、円滑な引上げを実施するため、民間住宅賃料が比較的安い地方部の引上げ水準を1.3倍を上限とすること、二重生活への配慮から単身赴任先の宿舎使用料はおおむね現行水準並みとすること、災害発生時等の即応態勢を確保するべく、居住の義務化を前提に無

料宿舎制度を拡充することの合わせて3点について、政策的な観点から対応を執ることとなったほか、激変緩和措置といたしまして、3段階に分けて引上げを実施するということになり、本年4月1日より第一段階の引上げを実施しております。

具体的な地域毎の使用料水準につきましては、代表的な例として、係長、補佐向けの世帯用宿舎の使用料を掲げさせていただいておりますが、全国的に比較的古い宿舎が多く、平均で建築後約26年ほどの宿舎を想定して算定されており、1.3倍を上限といたしました。その他地区以外は、各地区とも概ね1.7倍前後という引上げとなっております。

最後に、削減計画の確実な実施に不可欠なのは、やはり廃止予定宿舎の居住者の方たちに対する入替調整等を着実に実施して退去を進めるということだと考えております。本年3月末時点で取りまとめました東海財務局管内の状況ですが、廃止予定宿舎全体の退去率は約75%、合同宿舎でも76%と非常に順調に推移してきておりますので、今後も引き続き各官署との連絡調整を密にして、円滑な宿舎廃止につなげていきたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、国家公務員宿舎の削減計画に係る当局のフォローアップについて説明を終わらせていただきます。

○種村会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から2点報告がございましたけれども、この報告に関しまして、何か皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

特に皆様からのご質問、ご意見がなければ、これにて審議会を終了させていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員 1点ご質問させていただきます。

報告事項2でございますけれども、国家公務員宿舎削減計画の実施状況について全国と東海とを並べてありますが、これは全国幾つのブロックに分かれているのでしょうか。東海が数字の上では随分少ないように思うのですが、これは何か理由があるのでしょうか。策定時の設置戸数が全国で約21.8万戸に対して東海が約1.5万戸と、かなり少ないように思いますが、何か理由があるのでしょうか。

○野村管財部次長 全国の設置戸数約21万8,000戸は、北は北海道から南は九州、沖縄まで全国11ブロックですが、その大半は東京地区に所在しておりますので、関東が大半を占めていることになります。従来、宿舎も含め国有財産の計数は、大体1割弱というのが東海の数字でございますので、そういう意味ではいい数字ではないかと思っております。

設置戸数そのものは、それぞれその地区に従事する国家公務員の数に応じて設置してきていますので、各地区の状況がそのまま出ているということです。

ですから、数字からいくと東海で全国の1割以下と思われるかもしれませんが、国有財産の関係では、いい数字ではないかと思っております。

○中山東海財務局長 国家公務員ですから、例えば中央官庁の職員はみんな東京周辺に居住していますので、関東地区に集中している。そのため、関東以外は地方支分部局の職員ということになるわけです。その地方支分部局も関東を入れて11あります。ですから当局のシェアとしては、私の感覚だと少ないということはないと思っております。

○林委員 事情がよくわかりました。

削減計画戸数のパーセンテージについても全国25.5%に対して東海が19.7%というのは、これも違和感がないということになりますでしょうか。

○野村管財部次長 今回は必要戸数、いわゆる5類型を定めて、それぞれの類型に該当する職員数を積み上げた結果がこういう数字になったということで、全国に比して東海は比率的に削減の率が低くなったというのは、見方を代えれば全国に比して宿舍の設置戸数が少なかったのではないかと考えております。これまで比較的未貸与の状況が少なかった地域だということもありますので、そういったことが数字に反映しているのではないかと考えております。

○林委員 ありがとうございます。

○種村会長 林委員よろしいですね。

ほかに何かございますか。

ないようでしたら、これで審議会を終了させていただきたいと思えます。

皆様どうもありがとうございました。

5. 閉 会

○種村会長 では、閉会前に中山東海財務局長からご挨拶をいただきたいと思えます。

○中山東海財務局長 本日は、ご多用のところ、皆様、真摯かつご熱心に審議いただきまして、誠にありがとうございました。

ご審議いただきました事案につきましては、答申に基づきまして、これから具体的な措置を含め、適切に対処してまいります所存でございます。

本日はどうもありがとうございました。

○種村会長 皆様、どうもありがとうございました。

今回の議事進行につきましては、皆様にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして審議会を閉会とさせていただきます。委員の皆様には長時間ご協力いただき、ありがとうございました。

[了]